

# 一定の病気にかかっている者等の運転免許の効力の停止等に関する規程

平成 21 年 5 月 29 日  
福井県公安委員会規程第 4 号

## 改正

平成 22 年 8 月 20 日公委会規程第 2 号 平成 23 年 10 月 14 日公委会規程第 3 号 平成 27 年 4 月 17 日公委会規程第 2 号  
平成 27 年 10 月 16 日公委会規程第 7 号 平成 29 年 8 月 25 日公委会規程第 15 号 令和 4 年 5 月 12 日公委会規程第 13 号

一定の病気にかかっている者等の運転免許の効力の停止等に関する規程を次のように定める。

一定の病気にかかっている者等の運転免許の効力の停止等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）の規定に基づき、一定の病気にかかっている者等について自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許（以下「免許」という。）を与えず、若しくは保留し、又は免許を取消し、若しくは免許の効力を停止する基準を定めることを目的とする。

(病気による免許停止の基準)

第 2 条 一定の病気にかかっていること等を理由として行う免許停止の基準（令第 33 条第 1 項第 2 号並びに第 38 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号の基準をいう。）に該当することとなった者の免許の保留又は免許停止の期間は、法第 90 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 若しくは同項第 2 号又は第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 若しくは第 3 号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間とする。

(身体の障がいによる免許停止の基準)

第 3 条 一定の身体の障がいが生じていることを理由として行う免許停止の基準（令第 38 条第 2 項第 2 号の基準をいう。）に該当することとなった者の免許の保留又は免許停止の期間は、法第 91 条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、当該障がい自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれなくなるのに要すると見込まれる期間とする。

(臨時適性検査等による免許停止の基準)

第 4 条 臨時適性検査又は診断書提出命令（法第 102 条第 4 項の臨時適性検査又は診断書提出命令をいう。以下「臨時適性検査等」という。）の通知を受けた者に対する免許の保留の基準（令第 33 条の 2 の 2 第 2 号の基準をいう。）に該当する者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

- (1) 試験に合格した者が臨時適性検査等の通知を受けた場合（次号の場合を除く。）は、処分の日から当該適性検査等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能と見込まれる日までの期間とする。

(2) 臨時適性検査等の通知を受けたことを理由として免許を保留された者が、当該保留期間中に臨時適性検査等の通知を受けた場合は、処分の日から当該適性検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間とする。

2 臨時適性検査等の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）で当該臨時適性検査等に応じない者に対する免許停止の基準（令第39条の2第2項第2号の基準をいう。）に該当する者の処分の基本量定は、処分の日から当該適性検査等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能と見込まれる日までの期間とする。

3 適性検査（法第101条第5項の適性検査をいう。以下同じ。）の受検等の命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反した者に対する免許の保留の基準（令第33条第2項第2号の基準をいう。）又は免許停止の基準（令第38条第4項第2号の基準をいう。）に該当する者の処分の基本量定は、次のとおりとする。

(1) 適性検査の受検命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反した者に対する免許の保留は、処分の日から当該適性検査の結果（診断書提出の場合は、診断書の結果とする。）を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間とする。

(2) 適性検査の受検命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反した者に対する免許の停止は、処分の日から当該適性検査の結果（診断書提出の場合は、診断書の結果とする。）を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間とする。

4 前3項に規定する「当該適性検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日」とは、病状等を基に、臨時適性検査等を行うこととなる専門医等の意見を参考として合理的に見込まれる日の期間とする。

第5条 主な病気ごとの具体的な運用については、別紙「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」に準拠して適切な対応を行うものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則（平成22年8月20日福井県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年8月20日から施行する。

附 則（平成23年10月14日福井県公安委員会規程第3号）

この規程は、平成23年10月14日から施行する。

附 則（平成27年4月17日福井県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成27年4月17日から施行する。

附 則（平成27年10月16日福井県公安委員会規程第7号）

この規程は、平成27年10月16日から施行する。

附 則（平成29年8月25日福井県公安委員会規程第15号）

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和4年5月12日福井県公安委員会規程第13号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

別紙

一定の病気に係る免許の可否等の運用基準

## 1 統合失調症（令第33条の2の3第1項関係）

(1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない」旨の診断を行った場合(当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。)には、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わない。

(2) 医師が「6月以内に上記（1）に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記（1）の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記（1）に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記（1）に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記（1）の場合であって、かつ、今後x年間（又はx月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（x年又はx月）後に臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を行うこととする。

また、上記（1）の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

## 2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障がい及び運動障がいを伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪

化のおそれがない」旨の診断を行った場合

- (2) 医師が「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査等を行うこととする。

- (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許(準中型免許(5t限定)を除く。)、中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているもので、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請又は免許の更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を<sup>しょうよう</sup>懲<sup>しょうよう</sup>懲<sup>しょうよう</sup>することとする。

### 3 再発性の失神(令第33条の2の3第2項第2号関係)

- (1) 反射性(神経調節性)失神

過去5年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それ

は期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記aの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(イ) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者であ

る場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（（ア）又は（イ）の規定による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）には以下のとおりとする。

a 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

b 医師が「7日以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には7日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行

わない。

- ② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため で、更に 6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には(ア)又は(イ)の規定によるものとする。

c その他の場合には(ア)又は(イ)の規定によるものとする。

- (エ) 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合（上記(ア) a、(イ) a 及び(ウ) a に該当する場合）には、6 月後に臨時適性検査等を行う。
- (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請又は更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を<sup>しょうよう</sup> 懲憊することとする。

また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

イ ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

- (ア) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には以下のとおりとする。
- a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。
- (a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- b 医師が「6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨

の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記 a（d）に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(イ) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下3（2）イにおいて「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

b 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

(a) 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記（a）及び（b）の場合には、保留又は停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否又は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ii 「結果的にいまだ、今後 x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため



で、更に6月以内に今後x年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

c その他の場合には拒否等を行わない。

d 「今後x年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記cに該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

ウ その他の場合には以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記（ア）に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記（ア）の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記（ア）に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記（ア）に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記（ア）bに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 以下の場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間

として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア（イ）に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

#### 4 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）

##### (1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1年以内に、起きている間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記（ア）に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記（ア）の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記（ア）に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記（ア）に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きていた間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「(意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあったが、)その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア) cの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア) cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) cの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(2) その他の低血糖症(腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等)

ア 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断

を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア（イ）に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

#### 5 そう鬱病（令第33条の2の3第3項第1号関係）

上記1統合失調症と同様。

#### 6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障がい（令第33条の2の3第3項第2号関係）

- (1) 医師が「現在、睡眠障がいと重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。
- (2) 医師が「現在、睡眠障がいと重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に「重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- ③ 「6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等を行わない。

#### 7 その他精神障がい（急性一過性精神病性障がい、持続性妄想性障がい等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

上記 1 統合失調症と同様。

8 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第 33 条の 2 の 3 第 3 項第 3 号関係）

(1) 慢性化した症状

見当識障がい、記憶障がい、判断障がい、注意障がい等は「認知症」、運動障がい（麻痺）、視覚障がい（視力障がい等）及び聴覚障がいについては「身体の障がい」に係る規定等に従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障がいのいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障がい、見当識障がい、記憶障がい、判断障がい、注意障がい等（認知症に相当する程度の障がいに限る。）

(イ) 運動障がい（免許の取消事由に相当する程度の障がいに限る。）

(ウ) 視覚障がい等（免許の取消事由に相当する程度の障がいに限る。）

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障がいのいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下 8 において「免許取得可能」という。）とまではいえない旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 以下のいずれかの場合には 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

a 医師が「6 月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

b 医師が「6 月以内に、今後 x 年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記 a 及び b の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ（ア）の内容である場合には拒否又は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合には更に 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に 6 月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ii 「結果的にいまだ、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に 6 月以内に、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

(ウ) その他の場合には拒否等を行わない。

(エ) 「今後 x 年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（上記イ（ウ）に該当）については、一定期間（x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

#### 9 認知症（法第 90 条第 1 項第 1 号の 2 及び法第 103 条第 1 項第 1 号の 2 関係）

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について 6 月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ 医師が「認知症について 6 月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて 6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ「認知症について回復した」旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に 6 月以内にその旨の診断を行うことができる見込みがある」旨の内容である場合には更に 6 月以内の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合

医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6 月後に臨時適性検査を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である（ただし、長期の場合は最長でも 1 年とする。）。

#### 10 アルコールの中毒者（法 90 条第 1 項第 2 号及び法第 103 条第 1 項第 3 号）

(1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD-10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」において F10.2～F10.9 までに該当し、かつ下記①から③までのいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

① 断酒を継続している。

② アルコール使用による精神病性障がいや健忘症候群、残遺性障がい及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群

等) のない状態を続けている。

③ 再飲酒するおそれが低い。

なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

- (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) 医師が「アルコール依存症(国際疾病分類(ICD-10)におけるF10.2～F10.9までに該当)であるが上記(1)の①から③までの全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

なお、慢性化した運動障がいが残る場合については「身体の障がい」に係る規定等に従うこととする。